

令和7年度 事業計画書

社会福祉法人
大山町社会福祉協議会

活動方針

【信頼】

地域に信頼される社協であるために
何事にも常に誠実である事に努めます。

【笑顔】

笑顔はじける職場から、世代をこえて
温もりがあふれるサービスの提供に努めます。

【安心】

相手の心に寄り添い、安心して暮らせる
福祉の町づくりに努めます。

重点目標

- 安定経営を目指し、全職員が経営意識を持って業務に取り組みます。
- 介護保険及び障がい福祉サービス事業各事業所が「独立採算」という考えの下、効率的・効果的かつ適切で安定した介護事業運営に努めます。
- ふれあい・いきいきサロンの普及並びに自主運営の促進により、小地域での福祉活動が発展するよう取り組みます。
- 職員が複数の役割を担えるマルチプレイヤーとして成長することを目指します。これにより、ニーズに柔軟かつ迅速に対応し、より質の高い福祉サービスを提供します。
- 地域自主組織、地域福祉関係者、地域住民等と連携協働しながら、大山町の地域課題解決に取り組みます。
- 社会福祉協議会の事業理解に重点を置いた「会員・会費制度」についての理解促進を図ります。
- 災害などの発生に備え、災害ボランティアセンター設置模擬訓練の実施、マニュアルの見直し、関係団体との支援ネットワークの構築等、災害時に迅速に対応できる体制を整備します。

事業実施計画

I 法人運営・地域福祉事業

1. 社会福祉協議会組織の運営

(1) 会議の開催

①	理事会の開催	年6回
②	評議員会の開催	年4回(定時評議員会 6月開催)
③	評議員選任解任委員会	随時
④	監査会の開催	年1回
⑤	担当理事会の開催	総務財務担当理事会 随時 事業運営担当理事会 随時
⑥	役員研修等の参加・実施	随時

(2) 法令遵守・危機管理体制の徹底

①	法人会計例月検査	毎月1回
②	金庫内部監査	毎月1回
③	事故報告・苦情対応	随時
④	苦情処理第三者委員会	随時

(3) 労務・衛生管理・研修等の開催

①	会議の開催	運営会議 毎月1回 福祉総務部会 毎月1回 虐待防止検討委員会 年1回 身体拘束適正化検討委員会 年1回
②	安全衛生管理等	職員定期健診 年1回 ストレスチェック実施 年1回 職員健康指導会 年1回
③	職員研修の実施	(全体研修) コンプライアンス、接遇、救命救急、虐待防止、身体拘束適正化 プライバシー保護、人権、避難誘導、交通安全、食中毒・感染症予防ほか (個別研修) 福祉職員キャリアパス対応生涯研修、介護専門職研修ほか

(4) 社協会員・会費制度の周知と加入促進

地域福祉推進の事業費となる社協会費の周知と加入促進に努めます。

①	各自治会を通じた町民への会費制度の説明・加入促進
②	町内外事業所へ訪問し加入促進(新規加入事業所の開拓)

(5) 広報・啓発活動の充実

地域福祉活動の様子や介護、ボランティア活動に関する情報提供、地域福祉活動を推進していく上で住民等の意識の高揚に向けた啓発活動を推進します。また、若年層にも福祉や地域に興味を持ってもらうために SNS 等を利用した情報発信を行います。

①	ホームページの充実
②	SNS(フェイスブック、Instagram)の活用
③	広報紙「ほほえみ」の発行(年4回 4月、7月、10月、1月)
④	社協パンフレットの発行

(6) 生計困難者に対する相談支援事業(えんくり事業)の実施

複合的な生活課題を抱えているにも関わらず、制度に結びついていない、あるいは制度の狭間にあって課題解決が困難な方に対して、「えんくり事業」による支援を実施します。

①	・えんくり事業相談員を配置し、関係機関等と連携しながら支援を行います。 ・必要に応じて経済的な支援(現物給付)を行います。
---	--

(7) 事業継続計画の運用

事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)を基に、災害や事故などで被害を受けても重要な福祉サービスの提供を中断させることなく、可能な限り早急に再開するための訓練等実施します。

(8) 法人後見事業(新規事業)

一般社団法人権利擁護ネットワークほうき『西部後見サポートセンターうえるかむ』の団体社員となり、判断能力が不十分な方の保護・支援を、法人が成年後見人として行います。

(9) 福祉大会(福祉功労者表彰式)の開催

多年にわたり社会福祉の発展に功労があった方々の表彰や講演会などの内容で、福祉大会を開催します。

2. 生活支援体制整備事業の推進(町受託事業)

高齢者の介護予防・生活支援の基盤整備を進めていくことを目的として、旧町単位に生活支援コーディネーターを配置。協議体活動により地域の福祉課題の現状把握に努めるとともに、地域自主組織等と協働して課題解決及び「通いの場」の開催促進に努めます。

①	第1層生活支援コーディネーターを1名配置 第2層生活支援コーディネーターを大山地区・名和地区・中山地区に各1名ずつ配置
②	有償ボランティア「ささえあいたい」事業の推進
③	地域活動車「つな Go(ごう)カー」貸出事業の推進

3. さわやか福祉基金事業の推進(町・県社協補助事業)

(1) 小地域福祉ネットワーク事業

各集落における小地域ネットワークの重要性の理解促進を図り、福祉問題の早期発見や住民相互の支援体制づくりの構築を推進するとともに、社協と地域住民との地域課題共有化を図るための調査活動を実施します。

また、「災害時における支え愛地域づくり推進事業」の活用を促進し、集落内の見守りが必要とされる高齢者世帯等の要援護者に対し、地域住民による安否確認、見守り活動など福祉問題の早期発見や災害等の緊急時の支援体制づくりのための小地域福祉ネットワーク活動を推進します。

①	「災害時における支え愛地域づくり推進事業」の促進
②	一人暮らし高齢者等、要援護者の訪問調査(年間約80件)
③	要支援者台帳(カルテ)の整備

(2) ボランティアセンターの充実強化及びボランティア活動の啓発・育成の促進

ボランティア登録者同士の情報交換の拠点、活動支援の中核組織としてのボランティアセンターの基盤強化を図るとともに、ボランティア活動の理解を深めてもらうための啓発活動、研修や交流会等の開催、住民が参加しやすいプログラムの提案や開発に努めます。

①	ボランティアに関する相談・登録・斡旋(登録者増に向けた取り組み)
②	ボランティア団体等との情報共有・連携 ・ボランティア連絡協議会の開催(年4回)
③	ボランティア啓発活動 ・ボランティア活動情報の提供(広報紙・パンフレットの作成) ・ボランティアポイント制度「ささエール」の実施 ・ボランティアフェスティバルの開催支援
④	ボランティア育成・研修事業 ・ボランティア向け各種研修会(随時) ・各種研修会(県社協主催等)の参加促進

(3) 災害時に対応するボランティア活動の支援

自然災害等の発生時に備え、関係機関・団体等の連携・協力により、災害ボランティア活動の支援体制に向けた取り組みを進めます。

①	災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施(年1回)
②	災害ボランティアセンター運営委員会の開催(随時)

(4) 福祉教育の推進

学校関係者等との連携、調整を図り、地域における福祉に関するプログラムの提供、開発を進めます。また児童や生徒に高齢者・障がい者への関心と理解促進のための学習の機会を提供します。

①	車いす体験・高齢者擬似体験などの体験講座の開催(随時)
②	福祉教育推進校連絡会の開催(年1回)

(5) リユース事業「リテラス」の実施

循環型社会の構築並びに子育て世帯への支援を目的とし、家庭内で不要となった制服や学用品等（以下リユース品）を寄付していただき、必要とされている方へお譲りします。

①	リユース品の受け入れ（ベビー用品の受付を追加）
②	マルシェ、イベントへの参加による寄付、譲渡の場の設定

4. 重層的支援体制整備事業（町受託事業）

地域住民の多様で複雑化したニーズに対応するため、相談支援、社会参加を促進する参加支援、地域での支援体制を強化する地域づくり事業等の支援を行います。

(1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握

地域福祉座談会の開催	地域ニーズの調査、生活課題の把握、社協事業の広報および住民理解等、地域福祉活動の推進を図るため、主に集落単位で座談会を開催します。（通年約20～30集落を予定）
------------	--

(2) 地域住民の活動支援・情報発信等

福祉推進員活動の充実	地域の福祉活動の担い手として、「福祉推進員」の定着と活動の充実を図ります。また、地域福祉に関する情報の提供、共有化を図る上で各種研修への参加を促進し、福祉のまちづくりの推進役としての活動の充実を図ります。 ・地域福祉推進研修会の開催（年2回 7月頃、2月頃） ・民生児童委員との連携強化、情報共有、交流の場づくり ・福祉推進員への情報提供、外部研修の参加促進 等
------------	--

(3) 地域コミュニティを形成する居場所づくり

集落レストラン	地域ボランティアによる会食「集落レストラン」（昼食）を行うことにより、属性や世代の垣根を越えて、地域の様々な人が気軽に関わることができる、小地域のネットワークづくりの推進を図ります。
男の料理塾	町内男性の集まる場の提供として、「男の料理塾」を開催し、男性間の交流促進を図ります。（年6回開催）

5. 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

日常生活を営む上で、判断能力が低下した高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、関係機関と連携し福祉サービス利用手続きや、日常の金銭管理などの援助を行います。また、支援に関わる専門員や生活支援員の資質向上のため各種研修会や関係機関の連絡会に参加します。また、利用希望者の判断能力や支援計画の適切さについて協議する独自の内部審査会を設置し、利用者に寄り添った支援を行います。

6. 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

鳥取県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付の受付及び、借受人の生活再建を民生児童委員と連携して支援します。また新型コロナウイルス特例貸付の償還対応としてフォローアップ支援員を配置し、償還に関する制度説明や生活再建への助言など、全ての借受人に対してアウトリーチによるサポートを行います。

7. 共同募金活動及び配分金事業の推進

地域福祉活動、ボランティア活動支援のための民間資金として赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金活動を展開し、幅広い分野での効果的な運用に努めます。

①	赤い羽根共同募金活動（募金運動期間10月1日～）
②	歳末たすけあい募金活動（募金運動期間10月1日～）
③	赤い羽根タクシー券配布事業 ※75歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者世帯等で運転免許が無い、または車等を所持しておらず、交通手段の確保が困難な世帯に対し、買い物、通院、その他の支援としてタクシー初乗り無料券を配布します。
④	防災グッズ配布事業 ※75歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者世帯で、運転免許が無い、または車等を所持しておらず交通手段の確保が困難な世帯に対し、防災グッズを配布します。
⑤	福祉教育推進事業 ※町内の小中学校が企画した地域福祉活動に対し助成支援を行い、地域の福祉推進力の向上を図ります。また、児童や生徒に福祉への関心と理解促進のための福祉体験の機会を提供します。
⑥	共同募金配分金活用助成事業 ※集落やグループ等が自ら企画した地域福祉を推進するための活動に対し助成支援を行い、地域の福祉推進力の向上を図ります。

8. ふれあい・いきいきサロン活動の推進（町受託事業）

一人暮らし高齢者等の閉じこもりや認知症、寝たきりなどの予防のためにも、気軽に集える集落の公民館などで健康体操や会食、レクリエーションなどを行い、社会参加と生活意欲を高めていくための活動を推進していきます。また、活動の主体となる地域のリーダーを育成し、地域の福祉力向上につなげていきます。

①	ふれあい・いきいきサロン活動の普及促進（年間約120か所）
②	「おでかけサロン」の実施 ※外出レクリエーション（買い物等）を追加したサロン
③	ふれあい・いきいきサロン世話人の育成と自主運営の促進
④	ふれあい・いきいきサロン世話人研修会の開催（年2回）

9. 家族介護支援事業(町受託事業)

家族介護者交流事業	要介護1以上の要介護者を在宅で介護されている家族介護者を対象に、交流や日帰り旅行等を実施し、日ごろの介護疲れの解消と心身のリフレッシュを図ります。(年1回)
-----------	--

10. 外出支援サービス事業(町受託事業)

要介護状態の高齢者や障がい者で、一般公共交通機関を利用することが困難な方などを対象に、通院のための送迎サービスを実施します。

11. 葬儀用祭壇の貸出

仏式・神式の葬儀用祭壇の貸出を行います。(名和支所・中山支所)

※会葬礼状の一部負担(各支所にて対応)

12. 福祉バスの運行(町補助事業)

本所(大山支所)で福祉バスを保有し、地域福祉・ボランティア活動等に運行します。

13. 福祉センターの運営管理(町指定管理 ※令和6年度から5か年)

町から指定管理者の指定を受け、保健福祉センターだいせん、福祉センターなかやまの運営管理を行います。町民が気軽に立ち寄ることができるような環境整備に努めます。

14. 福祉団体の活動支援と連携

自主的、自発的な組織運営にむけた福祉団体の活動支援を行うとともに、地域ネットワーク活動の担い手としての促進を図ります。

①	大山町老人クラブ連合会および各支部の事務と活動支援
②	老人クラブの友愛活動と連携した小地域見守り活動の推進
③	大山町身体障がい者福祉協会の事務と活動支援
④	大山町手をつなぐ育成会の事務と活動支援

Ⅱ 生活困窮者自立支援事業（県受託事業）

Ⅰ. 自立相談支援事業（必須事業）

多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、行政や NPO 法人等の関係機関と連携して課題の解決をサポートします。長期的な支援が必要な相談者には個別の自立支援プランを作成し、様々な社会資源や制度を活用しながらチームアプローチによる支援を行います。

2. 就労準備支援事業（任意事業）

ひきこもり、疾病、障がい等により早期の就労が困難な方に対し居場所や就労体験の場を提供し、自立を意識し段階的支援に取り組めます。一人一人にあった個別プログラムや集団プログラムを提案し、地域の事業所等とも連携して体験場所の充実に努めます。

3. 家計相談支援事業（任意事業）

定期的な面談により相談者の家計意識を高め、家計計画表やキャッシュフロー表などのツールを活用しながら、家計管理スキルの向上を図り早期の生活再建を目指します。

4. 子どもの学習支援事業（任意事業）

様々な家庭環境により学習習慣が身についていない児童生徒等を対象に、子供たち一人ひとりの状況を配慮した「個別支援型の学習支援」に取り組めます。

学校・行政・家庭と連携を密にし「負の連鎖」を防止するためにも、学習だけでなく日常生活習慣に対しても寄り添った支援に努めます。

5. 食料緊急支援事業（フードパートナー事業） ※独自事業

食べるものが無い、食料を買うお金が無いなど、緊急的な食料支援が必要な方に対し、地域住民等の協力を得て一時的な食料支援を行なうことにより、当事者の生活をサポートします。

Ⅲ 介護保険事業及び障がい福祉サービス事業

1. 居宅介護支援だいせん

支援方針	ご利用者の尊厳を尊重し、寄り添う支援を大切にします。多職種との連携を強化しながら、自立支援や重度化防止を念頭に置いたケアプランを作成します。
特徴	24時間連絡体制を整備し、主任介護支援専門員を配置。緊急及び困難事例にも対応し、質の高いケアマネジメントを行います。 ・介護支援専門員 常勤職員4名 ・大山町全域で事業実施
事業目標	一人あたりの平均担当ケース30件
業務効率向上等に向けた取り組み	・タブレットの活用による業務の効率化 ・居宅部会の開催(毎週1回) ・ヒヤリハット及び相談苦情受付表の活用の分析 ・「にやりホット」の活用による職場内・利用者間のコミュニケーションの改善
専門性向上に向けた取り組み	・計画的な研修会の企画、参加 ・町内居宅介護支援事業所との合同研修会の開催
関係機関との連携	・サービス担当者会議の開催(随時) ・地域ケア会議への参加(随時) ・医療等関係機関でのカンファレンス参加 ・地域包括支援センターとの連携

2. 訪問介護だいせん/支援訪問介護だいせん(※障がい福祉サービス)

支援方針	介護を必要とするご利用者(障がい者含む)が、住み慣れた家で介助を受けて、心身ともに安定し、自分らしく生活できるよう「生活の質の向上」「自立支援」を基本的な目的とし、身体介護・生活援助等、質の高いサービスの提供に努めます。
特徴	・5割以上の職員が介護福祉士資格を習得しております。 ・職員数8名(常勤職員3名、非常勤職員5名)
事業目標	(介護・総合事業)訪問月間利用者数:45名 (障がい福祉サービス)訪問月間利用者数:15名
業務効率向上等に向けた取り組み	・タブレットの導入による業務の効率化 ・訪問編成の見直し ・ヒヤリハット及び相談苦情受付表の活用の分析 ・「にやりホット」の活用による職場内・利用者間のコミュニケーションの改善
専門性向上に向けた取り組み	・計画的研修会への参加 ・事業所内勉強会の実施
関係機関との連携	・サービス担当者会議(随時) ・地域ケア会議(随時) ・医療関係機関でのカンファレンス参加

3. 地域密着型通所介護ほほえみ

支援方針	ご利用者の心身状態を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要なケアを行います。また、ご家族や地域との連携を大切に、信頼される笑顔溢れる明るい施設を目指します。	
特徴	定員18名の少人数対応でアットホームな雰囲気です。お一人おひとりの気持ちに寄り添いながら、その方のペースに合わせ、安心感を持っていただけるケアを心掛けています。日々、レクや運動、手作業、交流等を通じて喜びや達成感を感じていただける時間を過ごしていただくことを大切にしています。	
事業目標	・1日あたりの平均利用者数17名（利用定員1日18名） ・サービス内容の充実 ・新規顧客の獲得へ向けた居宅介護支援事業所等へのPR ・利用キャンセル時の振替利用の提案 ・各種加算の積極的な取得	
年間行事予定	※毎月	音楽レク・図書館交流・朗読ボランティア・絵画教室
	4月	お花見・手作業・おやつ作り
	5月	野菜作り・保育所交流
	6月	手作業・買い物ツアー・おやつ作り
	7月	七夕祭り・保育所交流
	8月	夏祭り・手作業・おやつ作り
	9月	敬老の日感謝祭・保育所交流・文化祭展示用作品作り
	10月	運動会・おやつ作り
	11月	紅葉狩り・保育所交流・手作業
	12月	クリスマス会・ケーキ作り・年忘れ会・注連縄作り
	1月	鳥追い行事・七草粥・初釜・祈願祭・書初め・保育所交流
	2月	節分祭・チョコレート作り
	3月	雛人形作り・おやつ作り
業務効率向上等に向けた取り組み	・業務分担の見直し及び適正化 ・タブレット端末導入による介護記録、請求事務の効率化 ・事業所内業務改善会議の実施（月2回） ・ヒヤリハット及び相談苦情受付表の活用分析 ・「にやりホット」の活用による職場内・利用者間のコミュニケーションの改善	
専門性向上に向けた取り組み	・専門職研修への自発的、積極的参加促進 ・研修で習得した知識の共有のための社内研修の実施	
関係機関との連携	・サービス担当者会議（随時） ・地域ケア会議（随時） ・医療関係機関でのカンファレンス参加 ・運営推進会議の開催（年2回）	

4. 通所介護だいせん/支援通所介護だいせん（※障がい福祉サービス）

支援方針	ご利用者（障がい者含む）の心身状態を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要なケアを行うとともに、安心して過ごしていただける居心地の良い場所となることを目指します。また、ご家族や地域との連携を大切に、信頼される笑顔溢れる明るい施設を目指します。	
特徴	・作業療法士（新規採用）を中心に、機能訓練プログラムの充実を図り、身体機能の維持・向上を目指します。 ・生きがいを持って生活できるようなクラブ活動を提供します。	
事業目標	・1日あたりの平均利用者数30名（利用定員1日35名） ・サービス内容の充実 ・新規顧客の獲得へ向けた居宅介護支援事業所等へのPR ・利用キャンセル時の振替利用の提案 ・各種加算の積極的な取得	
年間行事予定	※毎月	誕生日ツアー
	4月	花回廊バスハイク、菜園作業
	5月	つつじ散歩、お買い物ツアー、ちまき作り
	6月	あやめ・あじさいドライブ、保育所交流、カフェだいせん
	7月	七夕飾りつけ、外部団体交流
	8月	紙芝居、手作業（うちわ作り）、夏まつり
	9月	保育所交流、敬老会、文化祭に向けての手作業
	10月	運動会、文化祭に向けての手作業
	11月	保育所交流、紅葉狩り、スノードーム作り、おやつ作り
	12月	クリスマス会、餅つき、感謝祭（鍋パーティー）、正月飾り作り
	1月	書き初め、初釜、祈願祭、絵馬作り
	2月	外部団体交流、節分イベント、おやつ作り（バレンタイン）
	3月	フラワーアレンジメント、ひな祭りイベント、お花見ドライブ
業務効率向上等に向けた取り組み	・業務分担の見直し及び適正化 ・タブレット端末導入による介護記録、請求事務の効率化 ・事業所内業務改善会議の実施（月2回） ・ヒヤリハット及び相談苦情受付表の活用分析 ・「にやりホット」の活用による職場内・利用者間のコミュニケーションの改善	
専門性向上に向けた取り組み	・専門職研修への自発的、積極的参加促進 ・研修で習得した知識の共有のための社内研修の実施	
関係機関との連携	・サービス担当者会議（随時） ・地域ケア会議（随時） ・医療関係機関でのカンファレンス参加 ・運営推進会議の開催（年2回） ・鳥取大学医学部学生実習生受け入れ ・大山町障がい福祉連絡会への参加（随時）	

5. サポートセンターだいせん※指定(特定・一般)相談支援事業・指定障害児相談支援事業

支援方針	(指定特定相談・障害児相談支援事業) アセスメントに基づき、地域における障害福祉サービスが提供される体制を勘案して、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題など必要な情報提供や助言を行います。また、関係機関と連携を図りながらインフォーマルな支援を含めたサービス等利用計画を作成し、利用者が安心して自立した日常生活及び社会生活が送れるよう支援します。 (一般相談支援事業・包括的相談支援事業) 障がいがある方やその家族の相談支援、各種サービス等の情報提供、関係機関との連絡調整等を行い、抱える課題解決に向けて関係機関で連携し支援を行います。
特徴	専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を配置し、質の高い支援を実施しています。 相談支援専門員 常勤職員2名 (強度行動障害支援者養成、精神障害者地域移行支援者研修修了者を配置)
事業目標	・障がい児者含め100名の計画相談担当を目標に、新規獲得や困難ケースの受け入れを積極的に行います。 ・専門的知識のスキルアップに努め、信頼される事業所となるよう自己研鑽に努めます。
専門性向上に向けた取り組み	・相談支援の充実を図るための連絡会(毎月開催 事例検討等) ・支援センター連絡会(毎月開催 地域課題について検討等) ・大山町相談部会(年6回 委託相談支援事業所等) ・研修担当配置及び計画的研修会への参加
関係機関との連携	・個別支援会議(随時) ・鳥取県西部自立支援協議会 全員協議会(年1回) ・鳥取県西部自立支援協議会 各部会(年2回程度) ・大山町障害福祉事業所連絡会(随時) 各事業所間・関係機関及び行政との連携強化を図り、情報共有や共通課題について必要な協議を行います。